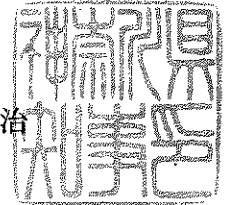


水第1588号
令和4年9月12日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則第5条第1項第7号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をする漁業者の数	許可又は起業の認可をする船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
あわびを目的とする潜在的な水器漁業	1	定めなし	定めなし	共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち、鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面	1月1日から10月31日まで。	鎌倉市に主な漁業根拠地*を有し、かつ、共第10号共同漁業権の漁業権の免許を受けている者若しくは当該漁業権の免許を受けている者の受忍を受けている者。	なし	令和4年9月22日から同年10月5日まで	令和4年10月8日から令和4年12月14日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。